

## 第854回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成26年6月10日(火) 午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長

4 説明のため出席した者

吉田教育次長, 鈴木教育次長, 志子田総務課長, 梶村教育企画室長, 菊田福利課長,  
鈴木教職員課長, 桂島義務教育課長, 門脇特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
猪股施設整備課長, 松坂参事兼スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 笠原文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第853回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第854回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 専決処分報告

(2) 教育功績者表彰について

(3) 退職手当の支給制限処分について

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

第3号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第4号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

委 員 長 6 専決処分報告(2)及び(3), 7 議事の各号議案については, 非開示情報等  
が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員意義なし)

この審議については, 秘密会とする。

なお, 秘密会とする第1号議案については, 本日速やかに処理する必要があるの  
で, 先に第1号議案を審議することとし, 残る案件は, 10の次回教育委員会開催日  
程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員意義なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 教育長報告

(1) 平成27年度に小学校等で使用する教科用図書採択基準等について

(説明者: 教育長)

平成27年度使用教科用図書採択基準等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから4ページである。また, 別冊資料として3冊配付している。

資料1ページを御覧願いたい。

本年度は, 「平成27年度に小学校で使用する教科用図書」及び「平成27年度に特別支援学校及び小・中  
学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書(一般図書)」の採択の年である。

これまでの経緯については、2の(2)にあるとおり、本年4月23日に教科用図書審議会に対して「市町村立、国立及び私立の小学校において、平成27年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項」及び「特別支援学校及び特別支援学級において、平成27年度に使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項」について諮問したところ、6月3日に審議会委員長から資料2ページ以下のとおり答申があった。この答申を受けて、答申内容どおり採択基準及び別冊資料3冊の選定資料を定めたものである。

資料3ページは、平成27年度に小学校で使用する教科用図書を採択する際の基準を、「1 内容に関する事」から「4 表現と体裁等に関する事」までを示したものである。

資料4ページは、平成27年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書を採択する際の基準を示したものである。

別冊資料1及び3は、小学校用と特別支援学校・特別支援学級用の選定資料であり、具体的に教科用図書を採択する際の参考とするため、それぞれの図書の特徴等について採択基準をもとにまとめたものである。

また、別冊資料2は、今年1月の中学校学習指導要領解説の一部改訂等を受けて、領土に関することや大震災に関する記述などが加えられたことなどから、各教科書の記載内容や分量を比較対照できるよう社会科の選定資料としてまとめたものである。

答申を受けて決定したこれらの採択基準等については、市町村教育委員会及び採択地区協議会、県立特別支援学校及び国立大学法人の各学校等に対し6月5日付けで通知し、公正かつ適正な採択事務について指導・助言を行うとともに、採択地区の担当者への説明会を開催しているところである。

なお、平成27年度に使用する教科用図書は、各採択地区ごとに協議や調査研究が行われ、8月31日までに採択されることとなっている。

本件について、以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員 別冊資料2の社会科教科用図書選定資料について、3ページ「7教科書の調査研究」の(2)調査対象事項を設定した理由という部分で、これは中段以降にあるように、平成26年1月28日付けの文部科学省通知において一部改訂があり、この改訂をもとに(1)のa, b, c, dの分野に分けて、選定を分かりやすくするよう分析して記載したという理解でよいか。

教 育 長 御指摘のとおりである。小学校においてもそうした部分について、記述してきている部分があるので、各教科書の違いについて分かりやすくまとめたものである。

義 務 教 育 課 長 中学校学習指導要領の一部改訂もあるが、3ページの表の右側に示してあるとおり、小学校学習指導要領社会科の目標、それから宮城県教育振興基本計画の目標を踏まえた調査事項となっている。

遠 藤 委 員 1月28日の文部科学省通知は、中学校の学習指導要領の一部改訂であり、小学校の教科書には、まだ改訂内容は反映されていないという理解でよいか。来年度の中学校の教科書から反映されることとなり、今回の選定資料は、あくまでも参考資料というようなかたちでよいか。

義 務 教 育 課 長 中学校の学習指導要領の改訂ではあったが、小学校の教科書にもその内容が従来より充実したかたちで載ることとなる。

遠 藤 委 員 改訂を受けて、教科書が変わってきているということか。

義 務 教 育 課 長 そのとおりである。

遠 藤 委 員 それについて調査をしたということか。

義 務 教 育 課 長 そのとおりである。

佐 竹 委 員 今回の調査に関しては、文部科学省からの指導はあるが、私は日本、それから宮城県で学ぶ児童・生徒の最適な学びに対する選択基準をきちんと考えているのだと思う。社会科以外の教科についても、大変見やすく、選定基準に合わせての対象が非常に分かり

やすい資料を作成していただいたと思う。そうした皆さんの姿勢がよく分かる資料となっていると思う。

本県では、日本や世界に通じる児童・生徒を育てていくために、資料1ページにある採択基準をきちんと定めていると思う。苦労して作った採択基準なので、地区協議会や各市町村教育委員会、各学校への適切な指導を行っていただき、すべての関係機関での連携が図られ、一丸となってこの教科書を活用できる方向に導いていただきたい。

この採択基準については、それぞれ賛否両論があると思うが、子どもたちにとって最適な教科書が採択できると思うので、これからの子どもたちの勉強や将来に役立てていけたら良いと思う。私たちも一緒に勉強していきたいと思う。どこに重きを置いているのか選択しやすく、どのようにして選定していくのかが、大変良く分かりやすくできており、一緒に教育に向き合っている感じがするので、感謝する。

庄子委員長

これだけの詳細な資料を作成いただき感謝する。私たち自身も、この選定資料を参考にしながら教科書をよく読むことが必要であると思う。この資料と対比させながら、実際の教科書を見ることが大事であると思うので、少し時間をいただきたい。

## (2)「宮城県公立高校入学試験」に対する請願への対応について

(説明者：教育長)

本年5月20日付けで宮城県教職員組合及び宮城県高等学校・障害児学校教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての考え方及び対応について、御報告申し上げます。

資料は、5ページ及び別冊である。

資料5ページを御覧願いたい。

この請願は、「公立高等学校入学者選抜試験は、1回の実施にすること」を求めるものである。

現在実施している入試制度については、中学生、高校生、保護者、一般県民等を対象とした県民意識調査の結果や、県内各地で開催した意見聴取会での議論を踏まえ、入学者選抜審議会において専門委員会を設置し様々な角度から綿密に検討を加え、その結果として決定したものである。

さらに、今般この入試制度の実施状況については、入学者選抜審議会に報告し、旧制度からの変更点の効果と新制度定着に向けた改善の方向性について検証いただき、概ね改正のねらいに沿った効果が現れているという評価をいただいたところである。

県教育委員会では、今回の検証を踏まえ、新制度の円滑な実施と定着に向けて、取り組んでまいりたいと考えており、請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件について、以上のとおり御報告申し上げます。

( 質 疑 )

佐竹委員

ただ今の回答内容で問題ないと思う。このように4千人を超える生徒が不合格となり、不合格の体験をしなくてもいいのにさせられ、精神的に立ち直ることができないというのは、以前にも同様の話があったと思う。

入学者選抜の高校入学試験については、目的を理解していただけるように、これまでも時間をかけて父兄の方々への十分な説明も行ってきたと思うし、学校でも説明していただいていると思うが、少しでも教職員組合の皆さんや、父兄の方々に御理解いただけるように、機会を捉えて御説明いただければ良いと思う。

高校教育課長

受験者が増加した結果として、合格者はいるものの、不合格者も多くなる傾向になってしまう面がある。これについては、どの立場から見ると全く異なってくる。今回4千人の不合格者が出たと捉えるより、これまで受験機会に恵まれなかった5千人、6千人の生徒の受験機会が増えたことと捉えることが重要であると考えている。これについてはそれぞれの意見があって当然であると思うが、我々がこの制度を立ち上げるに当たっては、まずは、受験者がどう考えているのかというところに一番重きを置いて、受験生、当時の中学生、あるいは受験を終えたばかりの高校生に、受験機会として1回が良いの

か、あるいは複数機会がいいのか、率直に意見を聞いたところである。それに対して当時の中学生、あるいは受験を終えた高校生、またその保護者の7割強、8割近い方々が複数回の受験機会を希望するというような回答が出て、それを元に今回のような制度にしたということである。

佐竹委員

1度ではなく何度もチャンスを与えることは、リベンジが効くのでとても大事なことであると思う。前期選抜に関しては枠を広げており、きちんと伝えていけば必ず理解してもらえらると思う。また、子どもたちに与えるチャンスは、1度ではなく何度も与えるという県の姿勢をもっと理解してもらえれば良いと思う。不合格ということだけを捉えないで、ピンチはチャンスとして捉え、転んでも立ち上がる力を育ててほしいので、そのことを伝え続けるしかないと思うので、今のままで良いと思う。

高校教育課長

今回の制度設計を行うに当たっては、先ほど御説明した県民意識調査等の調査を踏まえて、二つの大きな柱があると考えている。

1点目は受験機会の複数化である。2点目は一般入試に当たるような入試を、定員を分けて2回実施しているのではなく、いわゆる一般入試に当たる後期選抜とは、少し違う観点からの入試である。面接試験や実技試験を入れたり、作文を書いたりしながら、生徒の目的意識などを確認しながら、生徒をできるだけ学力検査や調査所見だけに偏らず、もう少し多面的に評価するタイプの入試を採用するということで前期選抜を取り決めたところである。決して、従来型の一般入試の定員を2回に分けて行っているのではない。

こうした入試の複数回の確保と同時に選抜方法の多様化という二つの観点を踏まえて、引き続き今後も中学生や保護者の方、学校関係者の方にも周知を図ってまいりたい。

佐竹委員

きちんと伝えて理解していただければ、生徒や御父兄の心情も違ってくると思う。前向きな姿勢で捉えて理解していただくと、チャレンジする意識向上にもなると思う。

県教委としての考えは固まっており、伝わらない場合は、一生懸命伝え続けるしかないと思うので、伝え続けることが一番良いのではないかと思う。

庄子委員長

確かに試験回数が増えれば、それだけ先生方の御負担も多くなるが、各学校でも前期試験のあり方について、色々考えており特色があるように思うので、これからも推移を見ながら、生徒たちにとって最良となるよう進めていただきたい。

## 10 専決処分報告

### (1) 第348回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第348回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから5ページである。

はじめに資料1ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年6月3日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月4日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

内容について、御説明申し上げます。

予算議案であるが、資料3ページの「第348回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育委員会分として、1,290万9千円を増額計上しようとするものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、東日本大震災からの復興関連として、国の東日本大震災復興交付金事業のうち、効果促進事業の一括配分を活用し、避難所に指定された県立学校へ防災備蓄倉庫を整備するものである。

次に、資料4ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」のうち、条例議案であるが、議第198号議案「県立学校条例の一部を改正する条例」は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の改正に伴い通信制課程の受講料と就学支援金を同額とする改正を行うことについて、また、東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を平成27年度まで延長することについて、議第199号議案「高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の一部を改正する条例」は、低所得者等に対する教育費負担軽減のため、定時制及び通信制課程の高校生に対する支援を拡充することについて、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

5ページの条例外議案であるが、議第213号議案及び議第214号議案「工事請負変更契約の締結について」は、平成25年12月13日議第311号議案及び議第312号議案をもって議決された（仮称）宮城県登米総合産業高等学校校舎等新築工事その1及びその2に関して、設計単価の変更に伴う変更契約の締結について、それぞれ地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおり御報告申し上げます。

（ 質 疑 ）

佐 竹 委 員 4ページの議第199号議案の主な内容の1「高等学校等育英奨学資金貸付条例による貸付を受けている者を貸付対象外とする規定の削除」ということは、既に貸付を受けている者に対して、不足する場合に再度貸付をするということか。

高 校 教 育 課 長 今回改正する定時制、通信制に対する修学資金貸付と一般の育英奨学金は、併給できない制度となっていたため、いずれか一方しか選択できなかった。一般奨学金の受給者は対象外とするという規定があり、その根拠規定を除外することによって本人が希望すれば併給できるようにするということである。

佐 竹 委 員 嬉しいことである。生徒たちのことや勉強をしたいと志している子どもたちを考えているという感じがした。

## 1.1 課長報告等

### (1) 平成27年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

平成27年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから2ページである。

「Ⅰ 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告し、すでに公表しているものである。

続いて、「Ⅱ 入学者選抜概要」であるが、「1 出願資格」については、宮城県内に居住、又は入学時までに居住見込みの者とし、「2 募集定員」については、105名としている。

また、「[2] 出願の手続」については、記載のとおりである。

資料2ページを御覧願いたい。「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」であるが、検査は、総合問題、作文及び面接とし、また、総合問題の検査時間については、昨年より10分延長し、60分とした。

これは、総合問題では、受験者の適性を検査するために、論理的思考力や表現力等が身につけているかを問う内容の出題を基本としていることから、解答に必要な検査時間を、十分確保するための措置である。

「[5] 選抜に関する日程」について、適性検査は平成27年1月10日に実施し、選抜結果については平成27年1月16日午後4時に本人及び在籍小学校に発送することとしている。

なお、この概要に基づき策定する入学者選抜要項については、8月末までには完成させ、9月下旬に配付する予定である。

本件については、以上のとおりである。

（ 質 疑 ）

質疑なし

### (2) 平成26年3月卒業者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成26年3月高等学校卒業者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料は、3ページである。

はじめに、「平成26年3月末」の欄を御覧願いたい。

この春卒業した、本県高校生の就職内定率は、98.6%で、全国平均を2.0ポイント、前年度を0.1ポイント、それぞれ上回り、記録のある平成元年度からの調査結果では、過去最高となった次に、「平成26年5月末」の欄を御覧願いたい。

5月末現在の内定率は99.1%となっている。

各学校では、就職未内定のまま卒業した生徒についても、内定が得られるまで、引き続き、就職支援を続けているところであるが、今後も、個別に連絡を取りながら、求人情報の提供や関係機関による各種の支援事業について情報提供するなど、就職希望者の内定実現に向けて、支援を続けてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

今年3月末で98.6%という高い数値を残せた要因としては、数年前から各学校に就職指導専門のアドバイザーが配置され、就職希望の生徒に対してのサポート体制の充実があると思う。

以前、私が懸念していたのは、授業を行いながら就職指導もするというのは、時間的にも無理があるということで質問したところ、ここ数年の間に、随時、そうしたサポート体制を充実させていくという説明があったので、その成果であると思う。

宮城県は企業立地が進んで就職の機会が増えており、色々な方々に話を聞くと、他県から就職を希望する優秀な高校生が、宮城県を第1希望で来ているということである。そうした厳しい競争を勝ち抜いて、これだけの高い数値で就職が決定したということは、これまでの取り組みの成果の表れであると思う。今後とも、この東北へ、色々な震災復興も含めた企業立地等が、ますます加速されると思うので、子どもたちの希望が叶うような形で是非とも続けていただきたい。大変嬉しい数字を残していただいたと思う。

高 校 教 育 課 長

ただ今御説明したとおり、大変高い水準で就職内定率が推移している。一つの要因としては、キャリアアドバイザーの全県配置が、大きな理由であると思う。学校の教諭は、昼間は授業をしているので、その授業をしている時間帯に求人開拓をするというのは難しい面がある。そういう意味では、生徒の希望をきちんときめ細やかに聞き、昼間の時間帯に企業訪問ができるということは、企業にとっても有り難い環境ではないかと思う。そういう中で生徒の希望を丁寧に聞いて求人開拓を行い、さらに事業者との関係を構築することで、就職前、あるいは受験前の企業見学を実施する学校が大分増えてきたところである。こうしたことの積み重ねにより、いずれは本県の課題となっている定着指導や早期離職の防止にも良い影響が及び、良い結果につながっていくと期待しているところである。

佐 竹 委 員

就職率が99.1%で、過去最高となったことについては、雇用環境の需要と供給が上手くかみ合っていることや、キャリアアドバイザーの力も大きいと思う。また、県としての取り組みや、企業による就職説明会など、全県が一体となって子どもたちの就労に向き合っているのが、ひしひしと感じられるところの結果だと思う。

確かに高い就職内定率というのは素晴らしいが、半数ぐらいが離職してしまう離職率が問題点としてあげられる。とりあえず就職はしたが、自分の望んでいた企業ではなかったとか、会社に合わないといった理由で辞めてしまうことになることになると、期待して育成しようとしていた企業との意思の疎通や、受け入れ方に対してのキャリアアドバイスが必要となってくる。

就職内定率は高くなったが、次は離職率を低減するために、生徒たちとの向き合い方や、企業と生徒たちとの橋渡しなどのアドバイスが必要である。

就職で会社を決めて、一生の仕事として食べていく事ができ、また会社にも貢献する

事ができるといった人たちが増えていけば良いと思う。企業としても、そういう生徒、社員を育成できるという一体感を持てる様な、アドバイスが必要になっていくと感じている。

ニュースなどで半分位が離職する話を聞く度に、せっかく就職したのにもったいないなあと思う。就職しても合わないの、別の会社のほうが良かったというのも、選択肢の一つではあるが、できるだけ自分の目指した会社に就職してもらい、企業側も就労する側も双方が、良い方向に進んでいけるようなアドバイスが必要であると思うので、是非、このキャリアアドバイザーをますます活用していただきたいと思う。

高校教育課長

高校教育課としても高い就職内定率を維持していくとともに、今後は離職率の低減、あるいは定着率の向上に向けた取り組みを進めていく必要があると思う。知事部局の雇用対策課では、離職者が出た事業所に出向いて、辞めた経緯などの聞き取り調査を行っており、その調査結果が先日取りまとめられたところである。

高校教育課としては、辞めてしまった生徒たちに対して、次の就職の指導も兼ねながら、辞めた経緯、理由についての聞き取り調査を行い、雇用対策課で行った事業所側の調査結果と両方を合わせることで、事業所との連携を深めながら、離職率を低く抑えるための取組につなげていきたいと考えている。

この調査については、複数校にキャリアアドバイザーを複数配置しており、複数のアドバイザーの力を借りながら、そうした調査を今後進めていきたいと考えている。

佐竹委員  
高校教育課長  
教育長

その高校に配置されたキャリアアドバイザーが、そうした調査を担うということか。そのとおりである。

この離職率の問題は、なかなか学校側だけでは解決できない部分もある。一つは、離職の状況を分析してその対策を講じていかなければならない。それと同時に、働く環境の整備も重要な部分となるので、学校側よりは、知事部局側で企業と調整をしていただきながら環境の整備に努めていただく努力をしてもらう。

学校と社会は必ず違うので、いかに希望した仕事であっても働いてみたら、思ったよりもきついなど違いがあることは当然であるが、生徒たちはそれにくじけてしまう部分があるので、その部分を出来るだけ強くするよう学校で教育を行うべきだと思う。

もう一点大事なことは、家庭で仕事に対して選り好みをしてしまうことである。現在、特定の業種においては人手不足が著しい状況にあるが、子どもも保護者も大変な仕事だからとか、きつい仕事だからといった理由で避けようとし、楽な仕事を選択する傾向があるのでないかと考えている。

そうした意味では、働く事に対する意識を変えて行くことも必要であるが、これまで時間をかけてそうした傾向になってきているので、すぐに改善していくのは難しいと思う。色々な仕事があってはじめて社会が成立していることや、様々な形で社会貢献できるということを、現在、進めている志教育の中でしっかりと教育していかなければならないと考えている。そうしたことを積み重ねていき、すぐには離職率の改善は難しいと思うが、出来るところから一つずつ行っていきたいと考えている。

佐竹委員

教育長の話のとおりであると思う。社会と学校では意識も異なっており、就労、仕事をするという心の教育、心の準備的な教育もこれから必要であると感じた。

学生気分が抜けないうまま就職してしまうと、こんなに大変だからと感じてしまうので、仕事とはどういうもので、大変な面の中にもやりがいや楽しみもあるということ、企業の方から話をいただくことも良いと思う。生徒と家庭が一緒になって、就労に向けての志気が高まるような教育というのも、キャリア教育の一つであると思う。

こういう仕事がしたいと考えを持つ生徒には、そうであればこういう仕事があるよと薦めると同時に、仕事の良い面だけでなく裏側の部分や就職に対する不安要素を取り払ってやるような、しっかりとした教育をしていくことで離職率の低減につながっていく

のではないかと思う。

初めて就職する際、働いて給料を得ることの意義や、仕事に対する姿勢は、本人も家族もしっかり持つべきだと思うので、そういう教育があっても良いと思う。

教育長が話されたような事を、何とか形にしていければ離職率が少しずつでも減って行くと思うので、生徒たちが将来に大志を抱き、仕事にプライドを持てるような就労につなげて欲しいと思う。

伊藤委員

私も佐竹委員と同感である。我々も皆さんも、仕事を通じて初めて経験することにチャレンジする日々の連続であると思うが、苦勞を乗り越えた先に新しい自分が必ずいると思う。大変な仕事だったが、それをしていなければ今の自分ではなかったとか、乗り越えた先で成長した自分を感じたなど、今日やって明日すぐに成果がでるものではないが、必ず実るのだという部分も志教育の中で養っていく必要があると強く感じた。

高校教育課長

就職が決まらなかった生徒に対する意識調査では、面接で不採用になったなどいくつかの理由があるが、その中で多いのが、就職する意欲、意識が低かったというのがある。

あまり就職に対する意識が強くないまま、就職活動をしていたケースや、自分がどんな仕事に向いているか分からないまま就職活動をしていたという生徒が相当の割合でいる。

また、進路が決まらなかった生徒たちについて同様の質問をしたところ、何をしたいか分からないとか、何もしたくないとか、自由に生きたいという回答だけで4割以上を占めてしまう。こうしたことから、キャリアアドバイザーの活用や知事部局との連携による環境整備を続けていくとともに、先ほど教育長が御説明した、内面に対する働きかけについて、働くこととは何かから始まるキャリア教育、志教育に関わる部分の内容を今後も続けていきたいと考えている。卒業学年を迎えた3年生からの出口の指導だけではなく、場合によっては小学校、中学校を通じての小、中、高と連動した一貫したキャリア教育、志教育が必要であると考えている。

佐竹委員

しなければならぬからするとか、仕方がないから就職試験を受けるとかではなく、こうした仕事であれば就いてみたいという意欲を、生徒たちに持ってもらえるような就労に対するアドバイスを是非行って欲しい。

庄子委員長

自由に生きたいという高校生の話があったが、自由とは勝手気ままに樂することではなく、自分自身を律することであると、学生時代に教師から教えを受けた。言葉の定義としては色々あるが、会話の中で意見を交わしてもらえればありがたいと思う。親の言葉も大事であるが、教師の言葉も大事なのでよろしく願います。

遠藤委員

就職して3年以内の離職率が高いということであるが、日本の場合、転職を繰り返すことで前よりキャリアアップするというケースはほとんどないのではないかと。

高校を卒業して最初に就職した事業所の勤務条件等が一番良くて、その後は勤務条件が劣るところを選択せざるを得ない状況が現実ではないかと思う。先程から、各委員が話しているとおり、働く事に対する意識付けを行っていただき、是非、目的を持って18歳の卒業を迎えるようによろしく願います。

高校教育課長

委員御指摘のとおりである。転職を繰り返して、キャリアアップすることは限られていると思う。また、高校を卒業して最初の就職が臨時的な仕事に就いてしまった場合、その後、正規雇用に移る割合もかなり低いところがあり、そのことが生涯賃金、その後の生活に対してもかなりの大きな影響が出ているということがある。

現在、行っているキャリアアドバイスの中では、就職情報等の提供だけではなく、非正規雇用と正規雇用の違いや保険制度の違いなど、様々な情報も含めて生徒に対して働きかけなどの情報提供を行いながら、正規雇用に向けて働くことについて考える時間をとるようにしている。

佐竹委員

キャリアアドバイザーと先生方がきちんと連携をとりながら、子どもたちを就職に導

いてくれていると思う。子どもたちの意欲はもちろん大事であるが、会社とのマッチングや適材適所への就職ということが重要であると思う。自分に合った仕事が見つからない子どもたちを一番理解し、長所を引き出す事ができるのは、担任の先生や家庭の方なので、その子どもに合った仕事を見つけ、適材適所に導くようアドバイスをしていくことが必要であると思う。そうしたことが、子どもたちの離職だけではなく、将来につながっていくのではないかと思う。

今後、ますます家庭と学校とキャリアアドバイザーと本人と企業が情報交換などを通じて連携が図られ、上手に繋がるような状況になると子どもたちの未来も明るいと思うので、よろしく願います。

### (3) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について

(説明者：施設整備課長)

6月2日に、文部科学省から平成26年4月1日現在の「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果」について公表されたので、我が県公立学校施設の耐震改修状況と併せて、その概要について御報告申し上げます。

資料は、4ページから12ページである。

資料の4ページを御覧願いたい。

はじめに、「1 校舎等の耐震対策の実施状況」について、近年の推移が分かるように、それぞれ3か年分のデータを、「非木造」と「木造」に分けて記載している。

平成26年4月1日現在の、我が県の耐震化率については、各学校区分とも「非木造」、「木造」に関わらず、全て全国平均を上回っており、「壁」、「柱」、「床」、「梁」、「屋根」等のいわゆる構造体の耐震化に対する我が県の取組は着実に進んでいる。

未達成は、石巻市、気仙沼市、大崎市、涌谷町の4市町で、他の31市町村においては、耐震化率100パーセントを達成している。

県内各市町村における構造体の耐震改修状況については、6ページから8ページに記載しているので、後ほど御覧いただきたい。ここでは未達成の4市町の今後の見通しについて、簡単に御説明する。

まず、石巻市については、非木造の小中学校12棟、高等学校2棟、幼稚園1棟が残っているが、全て平成27年度末までには完了する予定となっている。

次に、大崎市については、非木造の小中学校5棟と幼稚園2棟が耐震診断未実施になっている。今後、診断結果により耐震補強工事が必要と判断した場合には、平成27年度末までに完了する予定としている。

涌谷町については、2つの小学校の非木造の屋内体育館が残っている。町では両校を統合することも考えており、その場合には、統合により使用しなくなる耐震上問題のない中学校の校舎を平成28年4月から、統合小学校の校舎として利用することとしている。

気仙沼市については、小中学校で非木造1棟と木造1棟が残っている。木造の建物については、平成29年度に耐震化を予定しているが、非木造の屋内運動場については、学校敷地に仮設住宅が建設されているため、大型重機が入れないことなどにより、現在のところ、耐震化の時期は明確になっていない。

なお、県立高校30棟においては耐震診断を実施していない。いずれも統廃合や改築等により使用しなくなる予定のものや、使用頻度が低いもの等であり、いずれ解体予定のものとしているためである。耐震診断対象のものは、全て対策を完了している。

次に、「非構造部材の耐震点検・対策の実施状況」について、御説明する。

資料の5ページを御覧願いたい。

屋内運動場等とそれ以外の施設に分けて、全国と比較する形で記載している。

まず、(1)屋内運動場等について、屋体の他、武道場、講堂、屋内プールを対象としており、特に、致命的な事故が起りやすい吊り天井を有する施設と有しない施設に分けている。吊り天井についての耐震対策については、我が県を含め全国的に極めて低調になっている。これは、耐震化については、各自自治体とも構造体の方を優先しているためである。また、防衛施設の補助が入っているところについては、防音との関係で、簡単に撤去できないなどの制約があることも、低くなっている要因の一つではないかと考えている。

次に、高等学校については、47棟のうち45棟が県立となっており、今年度は2棟について、天井解体の設計を実施する予定にしている。

また、特別支援学校の1棟は県立であり、同じく、今年度設計を予定している。

吊り天井を有しない施設と、(2)屋内運動場等以外の施設については、小中学校と幼稚園において、我が県は全国平均を下回っている状況になっている。

非構造部材の耐震対策に関する県内各市町村の実施状況については、資料の9ページから12ページに記載している、後ほどご確認願いたい。

文部科学省においては、平成27年度までに学校施設の耐震化及び吊り天井を含む、非構造部材の耐震化100パーセント達成に向けて、市町村負担軽減のための財政支援措置を図るとともに、文科省職員が、直接市町村を訪問して助言を行うなど、重点的な取り組みを行っているところである。

県教育委員会としても、引き続き、4市町に対して、構造体の耐震化率100パーセント達成を働きかけてまいる。また、非構造部材の耐震化については、県立学校施設において鋭意取り組んで行くとともに、市町村に対しましても積極的に働きかけてまいる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

吊り天井についての点検対策が遅れているということであるが、一番子どもたちが集まりたい所という感じがする。できるだけ早く点検をしていただき、耐震率が100%となるように努力していただきたい。

施 設 整 備 課 長

市町村の小・中学校については、これまで災害対策などの理由により、構造体の耐震化に重点が置かれており、非構造体の耐震化は遅れている状況となっている。

こうした状況ではあるが、子どもたちの安全を第一に考えなければならないと思うので、県としては機会を捉えて、市町村に対して目標達成に向けて頑張るよう働きかけてまいりたい。

佐 竹 委 員

武道場や講堂、屋内プールなどであり、子どもたちが一番楽しみにしている場所であると思う。また、避難場所としてここに避難しても安全だろうかと考えてしまう状況なので、耐震化率が100%となるよう、市町村に働きかけていただき、子どもたちが安全に学校生活を送れるようしていただきたい。

## 12 資料（配付のみ）

### (1) 教育庁関連情報一覧について

## 13 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長

次回の定例会は、平成26年7月15日（火）午後1時30分から開会する。

## 14 閉 会 午後3時39分

平成26年7月15日

署名委員

署名委員